

香川県ミニバスケットボール連盟

大会・交歓ゲームに関わるチーム取扱規程

第1条 (目的)

本規程を定めることにより、香川県ミニバスケットボール連盟（以下 県ミニ連盟という）の加盟チームに対し、

- (1) より広いゲーム参加の場の提供
- (2) 加盟登録内容に応じた取り扱いの明確化による、大会・交歓ゲームの適正運営の実現を図ることを目的とする。

第2条 (県ミニ連盟が主管・共催する大会・交歓ゲーム)

大会・交歓ゲームの種類を以下のとおりとする。尚、その実施要領については別に定める。

名 称	開催予定時期	シード制	付帯ゲーム
香川県ミニバスケットボール 新人大会	3月	適用なし	—
香川県ミニバスケットボール U12地区リーグ	4月～6月	適用なし	—
香川県ミニバスケットボール 夏季大会	7月	適用 ※1	—
香川県ミニバスケットボール U12県リーグ	9月～11月	適用なし	—
香川 ルーキーズ交歓試合	9月・10月	適用なし	—
香川県ミニバスケットボール 選手権大会 兼 全国大会予選 兼 四国大会予選	12月	適用	—
香川 ドリームカップ (U-12交歓大会)	8月・1月	適用なし	—
香川 オールスターゲーム	3月	適用なし	—

※1 新人大会のシード権を地区リーグの結果により、夏季大会のシードに反映する。

(別紙1参照)

2. 前項の大会・交歓ゲームへの参加については、そのチームの加盟登録内容により、以下のとおり取り扱うものとする（別紙1参照）。

名 称	チームを構成する児童の数が 10人以上のチーム	チームを構成する児童の数が 8人以上10人未満のチーム (小学校数は問わない)
新人大会	◎通常参加	◎オープン参加
夏季大会		
選手権大会 兼 全国大会 兼 四国大会予選		
U12地区リーグ		◎オープン参加
U12県リーグ		本リーグのみ5人以上10人未満
香川ルーキーズ 交歓試合	◎4年生以下の児童が参加 選手8人以上	
香川ドリームカップ (U-12交歓大会)	◎U-12 県DCメンバーおよび各地区（東讃・高松・中讃・西讃）の U-12 地区DCメンバーにて各地区がチームを編成し参加。	
香川オールスターゲーム	◎ドリームカップ出場選手の中から、さらに選抜したメンバーにより、 東讃地区・高松地区で東軍、また中讃地区・西讃地区で西軍を編成し参加	

- (1) 『通常参加』とは、「ゲームの勝敗に基づく勝ち上がりを認め、且つ それぞれの大会・交歓ゲームにおいて定められた順位に応じて発生する諸権利の行使を認める」取り扱いのことをいう。
- (2) 『オープン参加』とは、「ゲームの勝敗に拘らず1ゲーム目をもって負けとし、勝ち上がりを認めない」取り扱いのことをいう。
- (3) 参加申込では10人以上の競技者をエントリーしていたチームが、ゲーム当日10人に満たなくなった場合は、オープン参加とする。

第3条 (県ミニ連盟の推薦を必要とする大会・交歓ゲーム)

四国ミニバスケットボール大会（以下 四国大会という）および、全国ミニバスケットボール大会（以下 全国大会という）については、予選大会における上位チームにおいて、四国大会（3チーム）および全国大会（1チーム）を選出し、理事会の承認を得て推薦することを原則とする。

- (1) 既加盟チーム・新規に加盟しようとするチームを問わず、毎年度における県ミニ連盟の定める期日までに所定の申請手続きをするとともに、加盟料・個人登録料を納入し（但し、申請内容により不要な場合を除く）、県ミニ連盟の審査および日本ミニ連盟の承認を受けなければならない。
 - (2) 既加盟チームにおいて前号の手続きが期日以降に及んだ場合には、その年度が終了するまで加盟を認められないことがある。
2. 前項に定めのない大会・交歓ゲームについては、直近に行われた前条の大会・交歓ゲーム（但し、香川ルーキーズ交歓試合は除く）の順位に基づき、当該大会・交歓ゲームの開催趣旨に合致するチームを理事会において決定の上、推薦するものとする。
 3. 順位に基づく推薦が適正ではないと判断される事象が発生した場合には、理事会において審議し、推薦チームを決定する。。
 4. 「チームを構成する児童の数が10人未満のチーム」はすべての大会・交歓ゲームについて推薦することはない。

第4条 (疑義・紛争の解決および本規程に定めのない事項)

疑義・紛争が生じた場合、或いは本規程に定めのない事項については、理事会で審議し、決定・解決を図るものとする。

附 則 本規約は、昭和63年 4月 1日より施行する。

平成20年 6月14日 改定

平成22年 3月 1日 改定

平成22年 5月 1日 改定

平成23年 2月19日 改定

平成25年 1月 1日 改定

平成26年 4月 1日 改定

平成28年 2月 1日 改定

平成29年 4月 1日 改定

平成30年 4月 1日 改定